

栃木県知事 福田富一様

2016年9月6日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林年治
日本共産党栃木県議団
代表 野村せつ子

南スーダンPKO（国連平和維持活動）への自衛隊派遣に反対する申し入れ

稲田朋美防衛省は8月24日の記者会見で、安保法制で拡大された自衛隊の新たな任務について、今後、自衛隊の各部隊において必要な訓練を実施することを発表しました。

今年11月に南スーダンPKO（国連平和維持活動）に第11次隊として派遣される予定の陸上自衛隊部隊には、「駆けつけ警護」や「宿营地共同防護」の新任務の付与が検討されています。11次隊の主体となる陸上自衛隊東北方面隊第9師団第5普通科連隊（青森市）では、新任務のための訓練を始めたことが報道されています。また、第11次隊は第9師団を中心に、海外派兵を専門とする中央即応集団の各部隊が主力になると見られていることから、宇都宮駐屯地の中央即応連隊も派遣される可能性があります。

新任務では、従来のPKO法では不可能だった「任務遂行のための武器使用」が認められることとなります。内戦状態にある南スーダンへの派遣で実際に新任務が付与されれば、自衛隊員が戦後初めて「殺し、殺される」という深刻な事態が起こる可能性があります。県民である自衛隊員を危険にさらすことは容認できません。ついては、下記の通り申し入れるものです。

記

1. 県として、安保法制＝戦争法で拡大された新たな任務を南スーダンPKOに付与することに反対すること。陸上自衛隊宇都宮駐屯地の中央即応連隊の派遣に反対すること。
2. 憲法違反の安保法制＝戦争法の廃止を国に求めること。

以上